

(別紙様式1)
年 月 日

証明書発行機関長 殿

申請者
住所
氏名

(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

ロシア向け輸出水産食品登録施設登録確認申請書

下記の施設について、「ロシア向け輸出水産食品の取扱いについて」（平成21年6月22日付け食安発第0622001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、21消安第2149号農林水産省消費・安全局長通知、21水漁第159号水産庁長官通知）に基づき、関係書類を添えて登録確認を申請します。なお、登録後に施設の名称及び所在地を公表することを了承します。

記

1. 施設の名称、所在地及び法人番号

(日本語)

(英語)

(法人番号)

2. 施設の種類（加工施設、保管施設あるいは養殖施設のいずれかを記載すること。）

3. 施設の情報

	該当施設 ※1	登録番号等
食品衛生法に基づく営業許可を有する施設 ※2		
条例等による営業許可を有する又は営業に係る届出等を行っている施設 ※2		
対中国輸出水産食品に係る登録施設		
対EU輸出水産食品に係る認定又は登録施設		
対米輸出水産食品に係る認定施設		
特定疾病が発生していない養殖施設 ※3		

- ※1 登録申請施設が該当するものに○をつけること
- ※2 許可証等の写しを添付すること
- ※3 養殖施設の概要を示す資料を添付すること

4. 輸入者（荷受人：ロシア側の輸入者）の名前

- ※1 英語で記載すること
- ※2 未定の場合は、「未定」と記載することとし、判明次第、別紙様式3により登録変更確認の申請を行うこと

5. 施設の連絡先（メールアドレス（ない場合はFAX番号）を記載すること。）

(別紙様式2)

年 月 日

水産庁漁政部加工流通課長 殿

証明書発行機関

住所

氏名

ロシア向け輸出水産食品登録施設登録（変更又は廃止）申請書

「ロシア向け輸出水産食品の取扱いについて」（平成21年6月22日付け食安発第0622001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、21消安第2149号農林水産省消費・安全局長通知、21水漁第159号水産庁長官通知）に基づき、関係書類を添えて登録（変更又は廃止）申請します。

記

(登録の場合)

登録確認番号 (Identification No.)	登録施設名 (Name of establishment)	住所 (Address)
輸入者名 (Name of Importer)		

(変更の場合)

登録番号 (Establishment No.)	登録施設名 (Name of establishment)	変更箇所 (Part of change)

(廃止の場合)

登録番号 (Establishment No.)	登録施設名 (Name of establishment)	住所 (Address)

(別紙様式3)
年 月 日

証明書発行機関長 殿

申請者
住所
氏名

(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

ロシア向け輸出水産食品登録施設登録事項の変更確認申請書

「ロシア向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年6月22日付け食安発第0622001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、21消安第2149号農林水産省消費・安全局長通知、21水漁第159号水産庁長官通知)に基づき、下記施設の登録事項の変更について、関係書類を添えて申請します。なお、登録変更後に施設の名称及び所在地を公表することを了承いたします。

記

1. 登録番号
2. 変更事項
(日本語)
(英語)
3. 輸入者(荷受人:ロシア側の輸入者)の名称

(別紙様式4)
年 月 日

証明書発行機関長 殿

申請者
住所
氏名

(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

ロシア向け輸出水産食品登録施設の廃止確認申請書

「ロシア向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年6月22日付け食安発第0622001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、21消安第2149号農林水産省消費・安全局長通知、21水漁第159号水産庁長官通知)に基づき、下記施設の登録施設の廃止確認を申請します。

記

1. 登録番号
2. 施設の名称及び所在地

(別紙様式5)
年 月 日

証明書発行機関長 殿

申請者

住所

氏名

(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

ロシア向け輸出水産食品証明書発行申請書

「ロシア向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年6月22日付け食安発第0622001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、21消安第2149号農林水産省消費・安全局長通知、21水漁第159号水産庁長官通知)に基づき、証明書の発行を申請したく、下記輸出水産食品に関し、関係書類を添えて申請します。

記

1. 貿易情報

- ①輸出者(荷送人:日本からの輸出者)の名前及び住所
- ②輸入者(荷受人:ロシア側の輸入者)の名前及び住所
- ③輸送方法(コンテナの番号、航空機の便名、船舶の名称)
- ④経由国
- ⑤ロシアの通関場所

2. 製品の荷姿、記載事項

- ①製品名
- ②製造年月日
- ③包装形態
- ④数量
- ⑤ネットウェイト(kg)
- ⑥保管及び輸送条件
- ⑦封印番号(コンテナ等の封印番号)
- ⑧標章

3. 製品の由来

- ①登録施設名(登録番号)及び住所
- ②主原料の原産国、原産都道府県及び海域。主原料が輸入品である場合は、主原料の原産国においてロシアにより承認された供給施設の番号

4. 官能検査及び標章の貼付確認結果

確認者氏名

実施日

(誓約事項)

当該貨物は以下の内容を満たすものであることを誓約する。

- (1) 上記の記載事項が正しいこと
- (2) 関税法（昭和29年法律第61号）第2条第1項第4号の「内国貨物」であること
- (3) 調査の必要があると認められる場合には、関係者が調査に立ち会い貨物の開梱等を行うことを承諾すること
- (4) 証明書を受け取る際に証明書中の記載事項が本申請記載事項と相違ないことを輸出者の責任で確認すること
- (5) ロシア政府が要求する以下の条件を満たすものであること
 - ① ロシア連邦へ輸出される、人の食品に向けられる、生きた、冷蔵された及び冷凍された魚その他の水産物並びにこれらの加工品は、日本の権限ある機関により、輸出用の食品を供給することを許可されており、また同機関による定期的な監督の下にある企業で製造されたものであること
 - ② 魚その他の水産物は、動物衛生上の制限下でない施設に由来するものであること
 - ③ 商業用の海産及び淡水産の魚その他の水産物は、日本の国立の又は公的な機関により、寄生虫並びに細菌性及びウイルス性の感染症の存在が日本で用いられている方法で検査されていること
 - ④ 許容できる範囲内の寄生虫が確認される場合は、現在用いられている方法により不活性化されていること
 - ⑤ 輸出される冷凍された魚その他の水産物は、筋肉中の温度が摂氏マイナス18度を超えないよう保たれ、サルモネラその他の細菌性病原体の混入がなく、伝染性疾病による典型的な変質がなく、官能的な品質劣化がなく、保管中に解凍されたことがなく、着色料及び香料の添加が行われず、電離放射による処理が行われていないこと
 - ⑥ 獣医学的及び衛生学的検査により、海産及び淡水産の魚その他の水産物並びにその加工品は、人の食品としての消費に適したものとされていること。天然又は人工のエストロゲンその他のホルモン様物質、甲状腺ホルモン阻害剤、抗生物質、殺虫剤その他の薬剤が含まれていないこと
 - ⑦ 魚その他の水産物及びその加工品の微生物学、化学・毒物学及び放射線学上の特性は、現行のロシア連邦の獣医学上及び衛生学上の規則と条件に適合していること
 - ⑧ 製品は、包装に標章が付されていること。標章の付されたラベルは、当該ラベルを毀損することなく包装を開封することが不可能であるよう容器に貼付されること
 - ⑨ 容器及び梱包資材は、衛生的であり、その材質は、日本の法令に合致していること
 - ⑩ 輸送手段は、日本の法令に基づき処理及び準備されていること

(申請書の記載に関する注意事項)

- (1) 記入は日本語、英語併記によること(4を除く)
- (2) 申請時に封印番号が不明である場合には衛生証明書発行までに別途届出を行うこと
- (3) 「経由国」については、ない場合は「N/A」と記入のこと
- (4) 「製品名」については、「未加工品」及び「簡易な加工品」にあつては、当該食品の英名を記載することとし、それ以外の加工品にあつては、商品名や当該食品の内容がわかる一般的な名称を記載すること
- (5) 「主原料の原産地」については、次のように記載すること
 - ①ロシア向け輸出水産食品の主原料が、日本領海で漁獲又は養殖された場合及び日本船籍船が日本の排他的経済水域、外国の経済水域又は公海で漁獲を行った場合、「日本産」と記入
 - ②ロシア向け輸出水産食品の主原料が、輸入品である場合、当該輸入元国・地域名を「〇〇産」と記入。併せて、「主原料の原産国においてロシアにより承認された供給施設の番号」を可能な限り記載すること
- (6) 「原産都道府県及び海域」については、ロシア向け輸出水産食品が「未加工品」の場合はその由来地として漁船の水揚げ港の所在都道府県名を、「加工品」の場合は当該製品の加工を行った登録施設の所在都道府県名を記載すること
- (7) 「製造年月日」については、申請品目中で年月日が異なるものが存在する場合、申請書には全て記載すること

(別紙様式6)
年 月 日

証明書発行機関長 殿

申請者
住所
氏名

(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

ロシア向け輸出水産食品証明書発行申請の取消願

「ロシア向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年6月22日付け食安発第0622001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、21消安第2149号農林水産省消費・安全局長通知、21水漁第159号水産庁長官通知)に基づき、証明書発行申請を取消したく、下記のとおり申請します。

記

1. 貿易情報

- ①輸出者(荷送人:日本からの輸出者)の名前及び住所
- ②輸入者(荷受人:ロシア側の輸入者)の名前及び住所
- ③輸送方法(コンテナの番号、航空機の便名、船舶の名称)
- ④経由国
- ⑤ロシアの通関場所

2. 製品の荷姿、記載事項

- ①製品名
- ②製造年月日
- ③包装形態
- ④数量
- ⑤ネットウェイト(kg)
- ⑥保管及び輸送条件
- ⑦封印番号(コンテナ等の封印番号)
- ⑧標章

日本からロシア連邦に輸出される食用の魚、その他の水産物及びこれらの加工品のための動物・食品衛生証明書
Ветеринарно-санитарный сертификат на экспортируемые из Японии в Российскую Федерацию пищевую рыбу, морепродукты и готовые изделия из них
Veterinary-Sanitary certificate for fish and seafood (fishery products and products of their processing) intended for human consumption, exported from Japan into the Russian Federation

<p>1. 1 輸出者(荷送人:日本からの輸出者)の名前及び住所/ Название и адрес экспортера (грузоотправитель с японской стороны)/Name and address of an Exporter (Consignor):</p>	<p>1. 5 証明書番号/Сертификат No./Certificate number:</p>
<p>1. 2 輸入者(荷受人:ロシア側の輸入者)の名前及び住所/ Название и адрес импортера (грузополучатель с российской стороны)/Name and address of an Importer (Consignee):</p>	<p>1. 6 日本の権限ある機関/Компетентные ведомства Японии/ Competent authority in Japan:</p> <p align="center">農林水産省及び厚生労働省/ Министерство земледелия, лесоводства и рыболовства Министерство здравоохранения, труда и благосостояния/ Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries Ministry of Health, Labour and Welfare</p>
<p>1. 3 輸送方法:コンテナの番号、航空機の便名、船舶の名称/ Транспорт: No.контейнера, рейс самолета, название судна /Means of transportation: container-number, flight-number, name of the ship:</p>	<p>1. 7 発行機関/Учреждение Японии, выдавшее сертификат/ Organization in Japan, issuing this certificate:</p>
<p>1. 4 経由国/Страна транзита/Country of transit:</p>	<p>1. 8 ロシア連邦の通関場所/Пункт пересечения границы Российской Федерации/Point of entry of the Russian Federation:</p>
<p>2. 製品の荷姿、記載事項 /Идентификация продукции/Products information :</p>	
<p>2. 1 製品名/Наименование продукции/Name of products: _____</p>	
<p>2. 2 製造年月日/Дата выработки продукции/Date of production: _____</p>	
<p>2. 3 包装形態/Упаковка/Type of packages: _____</p>	
<p>2. 4 数量/Количество мест/Number of packages: _____</p>	
<p>2. 5 ネットウエイト(kg)/Вес нетто (кг)/Net weight (kg): _____</p>	
<p>2. 6 保管及び輸送条件/Условия хранения и перевозки/Conditions of storage and transportation: _____</p>	
<p>2. 7 封印番号/Номер пломбы/Number of seals: _____</p>	
<p>2. 8 標章/Маркировка/Identification marks: _____</p>	
<p>3. 製品の由来 /Происхождение продукции/Origin of products :</p>	
<p>3. 1 日本の権限ある機関により輸出のため登録を受けた企業名(番号)及び住所/Название (регистрационный номер) и адрес предприятия, зарегистрированного для экспорта компетентными органами Японии/Name (registration number) and address of an establishment, approved by the Competent Authority in Japan: _____ _____</p>	
<p>3. 2 主原料の原産地/Место происхождения основного сырья продукции/Origin of main materials: _____</p>	
<p>3. 3 行政単位/Административно-территориальная единица /Administrative-territorial unit _____</p>	

4. 食品の適合性証明 /Свидетельство о пригодности продукции в пищу человеку/Certificate on the fitness of the products for human consumption :	
4. 1	<p>ロシア連邦へ輸出される、人の食品に向けられる、生きた、冷蔵された、及び冷凍された魚その他の水産物並びにこれらの加工品は、日本の権限ある機関により、輸出用の食品を供給することを許可されており、また同機関による定期的な監督の下にある企業で製造されたものであること。</p> <p>Экспортируемые в Российскую Федерацию живая, охлажденная и мороженая рыба, морепродукты и готовые изделия из них, предназначенные в пищу человеку, произведены на предприятиях, имеющих разрешение компетентных органов Японии на поставку пищевой продукции на экспорт и находящихся под их постоянным контролем.</p> <p>Live, chilled and frozen fish, other seafoods and products of their processing, destined for human consumption and exported into the Russian Federation, were produced in the establishments, which is approved by the Competent authority in Japan for supplying their products for export and operating under its constant supervision.</p>
4. 2	<p>魚その他の水産物は、動物衛生上の制限下でない施設に由来するものであること。</p> <p>Рыба и морепродукты происходят с предприятий, на которые не были наложены ограничения по здоровью животных.</p> <p>Fish and other seafoods (fishery products) originate from the establishments which are not placed under animal health restrictions.</p>
4. 3	<p>商業用の海産及び淡水産の魚その他の水産物は、日本の国立の又は公的な機関により、寄生虫並びに細菌性及びウイルス性の感染症の存在が日本で用いられている方法で検査されていること。</p> <p>Промысловая морская и пресноводная рыба, а также морепродукты были исследованы государственными/ официальными органами Японии на наличие гельминтов, бактериальных и вирусных инфекций методами, применяемыми в Японии.</p> <p>Sea and freshwater fish and other seafoods (fishery products) for commercial use were examined by national or public organizations in Japan for presence of helminths, bacteriological and viral infections by methods used in Japan.</p>
4. 4	<p>許容できる範囲内の寄生虫が確認される場合は、現在用いられている方法により不活性化されていること。</p> <p>При наличии гельминтов в пределах, допустимых нормами, рыба обезврежена существующими методами.</p> <p>If there are some helminths in acceptable limit, the fish is inactivated by the currently used methods.</p>
4. 5	<p>輸出される冷凍された魚その他の水産物は、筋肉中の温度が摂氏マイナス18度を超えないよう保たれ、サルモネラその他の細菌性病原体の混入がなく、伝染性疾病による典型的な変質がなく、官能的な品質劣化がなく、保管中に解凍されたことがなく、着色料及び香料の添加が行われず、電離放射による処理が行われていないこと。</p> <p>Экспортируемые мороженая рыба и морепродукты имеют температуру в толще продукта не выше минус 18 градусов Цельсия, не обсеменены сальмонеллами и возбудителями других бактериальных инфекций, не имеют изменений, характерных для заразных болезней, недоброкачественных органолептических показателей, не подвергались дефростации в период хранения, не обрабатывались красящими и пахучими веществами, ионизирующим облучением.</p> <p>Frozen fish and other seafoods (fishery products) exported into the Russian Federation have a temperature of muscle thickness not exceeding minus 18 degrees Celsius; are not contaminated with salmonella or other bacterial disease agents; have no alternations typical for infectious diseases; have no poor organoleptic quality; were not defrosted during the storage period; were not treated by coloring and odouring substances, ionizing.</p>
4. 6	<p>獣医学的及び衛生学的検査により、海産及び淡水産の魚その他の水産物並びにその加工品は、人の食品としての消費に適したものとされていること。天然又は人工のエストロゲンその他のホルモン様物質、甲状腺ホルモン阻害剤、抗生物質、殺虫剤その他の薬剤が含まれていないこと。</p> <p>При проведении ветеринарно-санитарной экспертизы морская и пресноводная рыба, морепродукты и готовые изделия из них признаны пригодными для употребления в пищу людям.</p> <p>Они не содержат натуральные или синтетические эстрогенные, гормональные вещества, тиреостатические препараты антибиотики, пестициды, а также лекарственные средства.</p> <p>As a result of veterinary-sanitary inspection, sea-fish, fresh-water fish, other seafoods (fishery products) and ready products are considered fit for human consumption and they do not contain natural or synthetic estrogenic, hormonal substances, thyreostatics, antibiotics, pesticides and other drugs.</p>
4. 7	<p>魚その他の水産物及びその加工品の微生物学、化学・毒物学及び放射線学上の特性は、現行のロシア連邦の獣医学上及び衛生学上の規則と条件に適合していること。</p> <p>Микробиологические, химикотоксикологические и радиологические показатели рыбы, морепродуктов и готовых изделий из них соответствуют действующим в Российской Федерации ветеринарным и санитарным правилам и требованиям.</p> <p>Microbiological chemical, toxicological and radiological characteristics of fish, other seafoods (fishery products) and finished products correspond to actual veterinary and sanitary rules and requirements of the Russian Federation.</p>
4. 8	<p>製品は、包装に標章が付されていること。標章の付されたラベルは、当該ラベルを毀損することなく包装を開封することが不可能であるように容器に貼付されること。</p> <p>Продукция имеет маркировку на упаковке. Маркированная этикетка наклеена на упаковке таким образом, чтобы вскрытие упаковки было невозможным без нарушения целостности маркировочной этикетки.</p> <p>Products must have official identification mark on package. Stamped label must be placed on package in a way to ensure that opening of package is impossible without breaking the label.</p>
4. 9	<p>容器及び梱包資材は、衛生的であり、その材質は、日本の法令に合致していること。</p> <p>Тара и упаковочный материал соответствуют гигиеническим требованиям, и их качество соответствует законодательству Японии.</p> <p>Containers and packaging materials are hygienically handled and correspond to relevant Japanese laws and regulations.</p>
4. 10	<p>輸送手段は、日本の法令に基づき処理及び準備されていること。</p> <p>Транспортные средства обработаны и подготовлены в соответствии с законодательством Японии.</p> <p>Means of transportation are treated and prepared in accordance with Japanese laws and regulations.</p>

日付 /Date/ Date

印鑑 /Печать/ Official stamp

署名者及び署名者の役職 /Ф.И.О. и должность/ Name of signatory and his/her title

署名 /подпись/ Signature _____

証明書に関する注意事項

1. 用紙は別途指定するものを使用すること。
2. 証明書の記載内容について、記載する用語については、基本的に英語記載とすること。
3. 「経由国」については、ない場合は「N/A」と記入のこと。
4. 「製品名」については、「未加工品」及び「簡易な加工品」にあつては、当該食品の英名を記載することとし、それ以外の加工品にあつては、商品名や当該食品の内容がわかる一般的な名称を記載すること。
5. 「主原料の原産地」については、次のように記載すること。
 - ①日本領海及び日本船籍船が外国経済水域又は公海で漁獲を行った場合、「日本産」と記入。
 - ②主原料が日本産以外の場合、当該原産国・地域名を「〇〇産」と記入
6. 「行政単位」については「未加工品」の場合はその由来地として漁船の水揚げ港の所在都道府県名を、「加工品」の場合は当該製品の加工を行った登録施設の所在都道府県名を記載すること。外国産の場合は「N/A」とすること。
7. 「製造年月日」については、年月日が異なるものが相当数存在する場合には、証明書への記載は「〇月〇日から〇月〇日まで」でも差し支えない。

(別紙様式8)

年 月 日

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長 殿
農林水産省消費・安全局長 殿
水産庁長官 殿
(魚病検査機関の認定申請の場合は消費・安全局長のみ)

申請機関名

所在地

代表者

印

ロシア向け輸出水産食品証明書発行機関
(又は魚病検査機関) の認定申請書

「ロシア向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年6月22日付け食安発第0622001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、21消安第2149号農林水産省消費・安全局長通知、21水漁第159号水産庁長官通知)に基づき、証明書発行機関(又は魚病検査機関)として認定を受けたく、関係書類を添えて申請します。

(別紙様式9)

生食発第 号
消安第 号
水漁第 号
年 月 日

殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長 印

農林水産省消費・安全局長 印

水産庁長官 印
(魚病検査機関の認定書の場合は消費・安全局長のみ)

ロシア向け輸出水産食品証明書発行機関
(又は魚病検査機関)の認定書

下記機関を、「ロシア向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年6月22日付け食安発第0622001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、21消安第2149号農林水産省消費・安全局長通知、21水漁第159号水産庁長官通知)に基づき、証明書発行機関(又は魚病検査機関)として認定します。

記

1. 機関名、住所及び代表者名
2. 認定番号

(別紙様式10)

年 月 日

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長 殿
農林水産省消費・安全局長 殿
水産庁長官 殿

機関名

所在地

代表者

印

ロシア向け輸出水産食品証明書発行機関（又は魚病検査機関）の
認定事項変更申請書

「ロシア向け輸出水産食品の取扱いについて」（平成21年6月22日付け食安発第0622001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、21消安第2149号農林水産省消費・安全局長通知、21水漁第159号水産庁長官通知）に基づき、下記のとおり申請事項について、関係書類を添えて変更を申請します。

記

1. 変更した機関の名称及び所在地
2. 認定番号
3. その他関係書類

(別紙様式 1 1)

年 月 日

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長 殿
農林水産省消費・安全局長 殿
水産庁長官 殿

機関名

所在地

代表者

印

ロシア向け輸出水産食品証明書発行機関
(又は魚病検査機関) の認定取消申請書

「ロシア向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年6月22日付け食安発第0622001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、21消安第2149号農林水産省消費・安全局長通知、21水漁第159号水産庁長官通知)に基づき、証明書発行機関(又は魚病検査機関)として認定の取消を受けたく、下記のとおり申請します。

記

1. 機関の名称及び所在地
2. 認定番号

ロシア向け輸出水産食品の官能検査等実施記録

登録施設及び登録番号		輸出水産物の品名	
輸出予定年月日		品質確認者氏名	

1. 官能検査確認内容

項目	判定基準	品質確認者 署名※
外観	鱗とひれにほとんど損傷がなく、鱗が抜け落ちない状態である。 皮膚表面に寄生虫が付いていない（冷凍、加熱食品及び高度加工品は除く）	
におい	魚類特有のにおいであり、鮮度低下に伴うアンモニア臭等の異臭がない。	
組織	筋肉が引き締まって弾力があり、内臓もはっきりと識別でき、鮮度が良好である。	
その他	衛生的かつ適切な温度下で官能検査を実施した。	
その他	申請内容と荷口が適合していることを確認した。	

※上記に該当しない方には、品質確認者署名欄に（－）を記載すること。

2. 標章の貼付確認内容

項目	品質確認者署名
梱包等が開封出来ないように標章が記載されたシールが梱包等に添付されている。	
申請内容と標章の記載内容が適合している。	
登録施設の登録番号、名称及び住所が記載されている。 ※	
製造（加工）日が記載されている。 ※	
保管温度が記載されている。 ※	
保存期間（消費期限又は賞味期限）が記載されている。 ※	
重量（ネットウェイト）が記載されている。 ※	

※上記については英語が含まれていることについても確認すること。

